

千葉県告示第1036号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、千葉都市計画生産緑地地区を次のとおり変更しましたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示します。

なお、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、その関係図書は千葉県都市局都市部都市計画課において縦覧に供します。

令和5年12月19日

千葉市長 神谷俊一

1 都市計画の種類

千葉都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

千葉市中央区矢作町、星久喜町、仁戸名町、川戸町、大巖寺町、生実町、宮崎町、千葉寺町、今井町、花見川区長作町、作新台三丁目、三角町、千種町、犢橋町、畑町、朝日ヶ丘三丁目、花園町、浪花町、稲毛区稲毛町四丁目、稲毛町五丁目、宮野木町、長沼町、作草部町、作草部二丁目、黒砂二丁目、若葉区若松町、金親町、加曾利町、高品町、緑区おゆみ野中央七丁目、誉田町一丁目、誉田町二丁目、誉田町三丁目、大膳野町、土気町、あすみが丘四丁目の各一部の区域